日本と国連薬物・犯罪事務所の戦略的協力 ー共同行動計画ー

日本国政府(以下、日本)と国連薬物・犯罪事務所(以下、UNODC)は、不正薬物対策、犯罪防止・刑事司法改革及びテロ対策において長く協力を行ってきている。また、日本はUNODCの活動への協力の中心的役割を担う拠出国の一つでもある。日本とUNODCは、協力を今後一層強化することにおいて、利益を共有している。

日本とUNODCの第1回戦略政策対話は、2013年6月2日、横浜において、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の機会に行われた。両者は、戦略的協力のための地域、分野等を特定し、本共同行動計画を策定した。両者は、毎年、東京またはウィーンにおいて(交互に)ハイレベルで戦略政策対話を行うことに合意した。

日本とUNODCは、戦略政策対話の機会に本行動計画の実施の進捗をレビューし、以下の改定を行った。

1. 地域協力

(1) アフリカ

日本は、UNODCが2013年6月のTICADV及び2016年8月のTICADVIに参加したことを歓迎する。TICADVIのフォローアップを通じて、日本とUNODCは、特に刑事司法制度、国際組織犯罪(麻薬、小火器、人身の不正取引)対策、腐敗、サイバー犯罪及びテロ、暴力的過激主義や海賊対策の強化など平和と安全に関連する分野で、アフリカにおける実質的且つ具体的な協力を強化する。この点において、UNODCは、日本の強化されたコミットメント及びUNODCプロジェクトへの支援額の著しい増額について認識する。

(2) アジア

UNODCは、日本が長期にわたり東南アジア地域のUNODCプロジェクトに対する任意拠出を通じて、東南アジア諸国への司法面での技術協力に貢献していることを評価する。日本とUNODCは、ミャンマーや他の東南アジアにおいて、開発と人間の安全に負の影響を与える様々な形態の国際的な組織犯罪に効果的に取り組むため、農業、製造業、不正薬物取引対策、小火器取引対策、人身取引対策、腐敗防止、サイバー犯罪及びテロ対策等の分野における各国の能力を強化することによって、同地域の経済・社会開発を支援する協力を強化する。日本とUNODCは、テロ及び暴力的過激主義のアジア全体におけ

る脅威の増大を認識し、同地域におけるテロ対策及び暴力的過激主義の予防の ために協力する。

(3) アフガニスタンと近隣諸国

日本とUNODCは、アフガニスタンにおける麻薬や他の不正薬物問題はグローバルな問題であり、薬物対策のための措置は、アフガニスタンの持続的且つ自立した発展のために不可欠であるとの見解を共有する。両者は、これらの脅威への対策において、バランスのとれた包括的且つ持続的な方法で法執行及び刑事司法能力を強化すること、また、薬物需要を削減し代替作物開発を促進すること等により、協力する。この点において、アフガニスタン及び中央アジアの国家警察の能力強化に関する、日本、UNODC及びロシアの三者間の共同実践パートナーシップは、2016年に第3フェーズに入り、2012年の三者間での協力開始以降、93人もの麻薬対策官がロシア内務省ドモジェドボ研修センターで研修を受けた。

2. 協力の優先分野

(1)テロ及び暴力的過激主義対策

日本とUNODCは、日本人が標的となったケースも含め、テロリストによる攻撃と殺人を強く非難し、あらゆる形態のテロ及び暴力的過激主義との闘いにおける協力を継続する決意を表明する。両者は、ISIL、アルカイダ、ボコ・ハラム等のテロリスト集団による、かつてない脅威や外国人テロ戦闘員(FTF)問題を深く懸念し、特に中東、アフリカ及びアジアにおける能力強化支援の重要性を認識する。両者はまた、テロはテロのみで存在するのではなく、薬物や武器の取引を含む様々な形態の組織犯罪と関連性を有するとの見解を共有する。この観点から、日本は、テロ及び暴力的過激主義の予防と対策におけるUNODCの役割を評価し、関連する安保理決議の履行及び情報共有、国境管理、航空安全そしてテロ資金供与対策を促進するため、そして、G7伊勢志摩サミットにおいて承認された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に沿って能力構築を支援するため、UNODCと共に対策を講じる。UNODCは、日本の強化されたコミットメント及びいくつかの地域にまたがるUNODCのテロ対策プロジェクトへの支援額の著しい増額について認識する。

(2)薬物及びその他物品の取引

日本とUNODCは、グローバル早期警戒システム、グローバルSMART (合成薬物モニタリング:分析、報告、傾向) プログラム及びその他の関連プログラムを通じて、これら薬物の不正な製造、分配、販売、使用についての関連情報を共有することにより、アンフェタミン型覚醒剤(ATS)、大麻、新 興薬物(NPS)等の不正薬物のグローバルな取引対策のために協力する。 不正薬物やその他の物品の取引対策のため、日本とUNODCは、UNODC と世界税関機構(WCO)によって実施されるコンテナ・コントロール・プロ グラムにおける協力を検討する。

双方は、2016年4月にニューヨークで開催された国連薬物問題特別総会 (UNGASS)の成果をフォローアップする上でも協力する。

(3)人身取引

日本とUNODCは、人身取引の脅威に取り組んでいる国々の能力強化に協力し、世界全体の人身取引対策に貢献する。その協力には、人身取引の問題に直面している国々への技術協力の実施、その調整、及び支援の促進などが含まれる。

(4)サイバー犯罪

日本は途上国に対するサイバー犯罪分野での技術協力支援におけるUNOD Cの役割を認識し、UNODCによるサイバー犯罪対策のための新たなグローバル・プログラムの成果に留意する。日本とUNODCは、特に刑事司法能力が限られた国々へのサイバー犯罪対策支援の必要性を認識する。両者は、途上国のニーズや刑事司法能力の評価、技術協力の供与及び調整を促すための協力の手法を検討する。

(5) 腐敗

日本とUNODCは、G7伊勢志摩サミットで承認された「腐敗と戦うためのG7の行動」を考慮しつつ、特に、国連腐敗防止条約(UNCAC)の効果的な実施の支援のための技術支援を促進すべく、腐敗と戦うために協力する。

3. 他の協力分野

(1) UNODCと日本の関係省庁との協力強化

外務省は、刑事司法の分野では法務省、薬物関連分野では厚生労働省、税関 関連分野では財務省など、関係省庁とUNODCとの協力を促進するために必 要な調整を強化する。

(2)フィールド・レベルでのUNODCと日本の意思疎通の強化

日本とUNODCは、双方間、とりわけUNODC地域事務所と日本大使館の間の連絡・調整の向上に向けて協力する。

(3) 女性の参画推進

日本は、UNODCの女性参画推進の取り組みを支援する。特にプロジェクトやプログラムの成果及び効果をはかる際には、定期的な案件報告と併せて、関連するエントリーポイントや革新的アプローチも活用しつつ、ジェンダーの視点を取り入れていく。

(4) 国連犯罪防止・刑事司法会議(以下,コングレス)の2020年日本開催に向けた協力強化

日本とUNODCは、第13回コングレスのフォローアップ及び2020年の第14回コングレスの日本開催に向けた準備において、相互の協力を強化する。

(5) 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた協力・調整の強化

日本とUNODCは、犯罪防止刑事司法に関連する能力向上と技術支援との相乗効果を強化するとの視点から、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じた相互の協力と調整を強化する。

(6) 邦人職員数の増加

UNODCは、UNODCにおける日本人職員の割合を増加させたいとする日本の関心を十分に認識する。日本とUNODCは、国連事務局の職員は、可能な限り広く地理的根拠をもとに募集されることに配慮し、国連総会の規則において事務総長によって任命されることを想起しつつ、シニア・レベルを含む、UNODCの本部及びフィールド・オフィスにおけるポストに資格を有する日本人候補者を勧誘するためのアウトリーチなど、適当な手法について議論する。

(7) 日本の拠出によるUNODCの活動のビジビリティとパブリシティの向上

日本とUNODCは、日本の拠出金によるプロジェクトのビジビリティ向上に協力する。UNODCは、日本から拠出を受けたことを公表するためのあらゆる適当な措置をとるとともに、日本との間で効果的な連絡関係を維持することに努める。

(8)事業結果報告

UNODCは効果的な事業の実施、効率的なモニタリングと報告を通じて、 日本の拠出による事業の実施結果を伝達する努力を継続する。

(9) ガバナンス及び財政

日本とUNODCは、UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について、 すべての適切なレベルでの適時の建設的な対話を通じ、また、FINGOVを 含むすべての適切な場を通じ、協力する。

署名、横浜、2013年6月2日

改定に署名、2016年9月1日

(2016年6月28日東京開催の第3回戦略政策対話の合意による)

石兼公博 ユーリ・フェドートフ

日本国外務省総合外交政策局長 国連薬物・犯罪事務所事務局長_